

## 第9回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 12月5日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 藤城安男
  - 2番 鈴木昭雄
  - 3番 注連野千佳代
  - 4番 長島正人
  - 5番 柴寄正博
  - 6番 倉田一夫
  - 7番 吉田悟
  - 8番 山田一宏
  - 10番 切替絵美
  - 11番 高橋広幸
  - 12番 石渡正明
  - 13番 石川和利
  - 14番 渡邊美代子
  - 15番 笹生篤
  - 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
  - 9番 浦野和幸
- 6 出席事務局職員 4名
  - 平野事務局長
  - 石井副主幹
  - 鈴木主査
  - 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和7年度第9次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- 8 報告事項
  - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

## ◎開 会

令和7年度12月5日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第9回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

9番浦野和幸委員。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番山田一宏委員、10番切替絵美委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

## ◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1から議案第1号整理番号3については、関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号の整理番号1から整理番号3については関連がありますので一括して説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内の個人が、市内在住の個人2名と市外在住の個人1名が所有する農地5筆を売買および贈与により取得しようとする案件です。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、議案第1号整理番号1の2以外は畦畔を取って耕作されてい

ました。

整理番号 1 の飯富字張場をご覧ください。

整理番号 1 の 1 については、申請地の南北に位置する農地の相続人が決まらないため、被相続人の親族からの依頼で作業受託しているとのことです。

南北を未相続地に挟まれています、未相続地の南側 3 筆が自己所有地であり、現時点で取得可能と思われる申請地を売買にて所有権移転したいとのことです。

作業受託地、申請地及び自己所有地を合わせると、全体で約〇〇〇平方メートルとなります。

整理番号 1 の 2 については、南側に自己所有地が隣接しております。

整理番号 1 の 3 については、申請地北側の農地を譲受人が利用権を設定し借り受けている農地で、申請地南側の農地を所有していることからすでに一体で耕作しているので取得したいとのことです。

次に、整理番号 2 と 3 については、過去の土地改良における換地において、農地を 3 人に分けた割田となってしまったと思われます。

今回申請にいたらなかった間の農地 1 筆を合わせると〇〇〇平方メートルになり一反の農地となります。

**整理番号 2 と 3 については、**譲受人が作業受託により 3 筆全てを耕作していることから、購入できる農地について取得したいとのことです。

申請のなかった農地については、今後も譲受人が耕作するとのことです。

総会資料 2 ページから 9 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

本件申請につきましては、議案第 1 号整理番号 1 から 3 の譲渡人共に後継ぎがなく、高齢となり離農したいとのことです。

譲受人は自作地に近く農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地は無く所有する農機具等については、総会資料 5 ページの 8 に記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の 1 5 0 日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料8ページに記載されております。

総会資料10ページから11ページに現地の写真を添付しております。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

11月25日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地においては、議案第1号整理番号1の2以外については畦畔が無い農地でした。

畦畔の無い農地は、譲受人が耕作を受託している農地であり、利用権を設定している農地であります。

また、譲受人所有地の隣接地であり、全てきれいに耕作されておりました。

申請地は水田が広がっている地域ですので、引き続き耕作をして遊休農地にならないようにしていただけたらと思います。

特に問題はないと思われまます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 議案第1号整理番号1から議案第1号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1から議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号4について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号4について、ご説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人が所有する農地を贈与により取得しようとする案件です。

総会資料12ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕うんされていました。

総会資料13ページから19ページに許可申請書、営農計画書及び土地利用計画図を添付しております。

譲渡人においては、高齢となり後継者もいないため、離農したいとのことです。

譲受人については、自作地に近く耕作上便利であることから取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、耕うん機を所有しております。

譲受人においては、水田はなく、果樹、露地野菜、ハーブと言った畑作をしていますので問題ないと思います。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料17ページに記載されております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

11月25日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、きれいに耕うんされておりました。

特に問題ないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号4については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号5を議題としますが、議案第1号整理番号5から議案第1号整理番号7については、関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号5から議案第1号整理番号7については、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。

申請内容は、市外の法人が、市内在住の個人と市内の法人が所有する農地2筆を売買しようとする案件と、市内の個人が所有する農地1筆に賃借権の設定をしようとする案件です。

整理番号5と7は売買による所有権移転、整理番号6は賃借権の設定で、契約期間は毎年1月1日から12月31日までとして毎年見直すとのことですが、許可後に解約をしなければ、次年度以降も同じ期間での賃借が継続されます。

譲受人は、農地所有適格法人としての要件を満たしているため、解除条件のない賃貸借契約書が提出されています。

総会資料21ページの位置図をご覧ください。

場所は、〇〇〇の農地3筆で、まとまった農地となります。

現地を確認したところ、整理番号5と7はダイコンが栽培されていました。

ダイコンの収穫が終わったら、現耕作者が農地を明け渡すので、サツマイモを栽培することです。

整理番号6については、所有者が使用していましたが、現在は耕作されていないことから、本件申請が許可となりましたら草刈等をして同じくサツマイモを栽培することです。

総会資料22ページから32ページに許可申請書、農地所有適格法人としての事業等の状況、営農計画書、〇〇〇でも営農していますので、〇〇〇農業委員会が交付した農業従事・農業経営の実態証明を添付しております。

議案第1号整理番号5の譲渡人は、会社員であり、農業はできないので離農したいとのことです。

整理番号6の譲渡人は、農地の整理をするので貸したいとのことです。

整理番号7は法人で農業経営はしていないことから売却したいとのことです。

譲受人は、〇〇〇ですが、袖ヶ浦市の農地を所有、賃借等しており、申請地は既存圃場に近く、交通状況も良く耕作上便利であることから取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、問題ないと思われま

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料30ページに記載されております。

総会資料33、34ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

10番切替絵美委員。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

11月18日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、議案第1号整理番号5と整理番号7はダイコンが作付けされており、収穫したら譲受人がサツマイモを栽培するとのことです。

議案第1号の整理番号6については、耕作はされていませんでしたが、譲受人が所有している農機具があれば問題なく除草、耕うんが可能であり、特に問題ないと思われま

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

議案1号整理番号5の譲渡人と、議案1号整理番号7の譲渡人の法人の代表者氏名が同じですが、同一人物でしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

同一人物となります。

個人で所有している農地と、法人で所有している農地について、それぞれ申請がされています。

○12番（石渡正明君） 12番石渡です。

申請書の住所と〇〇〇農業委員会が交付した農業従事・農業経営の実態証明の法人の住所が違うのはなぜでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

本社は〇〇〇にありますので、所有権に係ることなので、本社の住所にて登記することです。

なお、〇〇〇の農業経営実態証明証については、営農している圃場と事務所が〇〇〇にあるので〇〇〇の住所により交付されています。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

〇〇〇農業委員会が交付した農業従事・農業経営の実態証明内の従事日数と、申請書の従事日数が異なるのはなぜでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

〇〇〇農業委員会が交付した農業従事・農業経営の実態証明書は、〇〇〇で従事している日数が記載されており、当市では〇〇〇日従事しているとのことです。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 1 号整理番号 5 から議案第 1 号整理番号 7 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 1 号整理番号 5 から議案第 1 号整理番号 7 については、許可と決定します。

次に議案第 1 号整理番号 8 について議題とします。

議案第 1 号整理番号 8 について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第 1 号整理番号 8 について、ご説明いたします。

議案の 3 ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人と市内在住の個人において売買により所有権移転しようとするものです。

総会資料 3 5 ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、整理番号 8 の 2 については、西側の一部が山林となっていました。隣接地である申請地、整理番号 8 の 1 と一体で耕作されていました。

整理番号 8 の 3 については南側に隣接する田との畦畔が撤去されていましたが、隣接地と一体で譲受人が耕作するとのことです。

総会資料 3 6 ページから 4 1 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、耕作できないので離農したいとのことです。

譲受人については、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、貸付地がありますが、地域の農地の集約をすすめるため貸しているもので、同様に自らも借りて耕作しています。

農機具等についても問題ないと思われま。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の 1 5 0 日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料40ページに記載されております。

総会資料42ページから43ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

16番泉類岩男委員。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

11月18日、事務局職員と現地を確認いたしました。

議案第1号整理番号8の1と8の2は隣接しており、畦畔が無く一体で耕作してまいりました。

議案第1号整理番号8の3においては、畦畔が無い農地でしたが、隣接地を含め譲受人が全て耕作するとのことであり、特に問題はないと思われま。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号8について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号8については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号9について議題とします。

議案第1号整理番号9について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号9について、ご説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人と市内在住の個人において売買により所有権移転しようとするものです。

総会資料44ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は草刈等して管理されていました。

総会資料45ページから50ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢となり草刈り等の管理ができなくなり譲りたいとのことです。

譲受人については、長男が後を継いでくれること、自作地に隣接した農地であることから取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、農用車を所有しており、糞摺り、乾燥については〇〇〇に委託しているとのことです。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料49ページに記載されております。

総会資料51ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

11番高橋広幸委員。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

11月17日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、草刈されており、管理されていました。

譲受人は申請地北側に隣接した自作地があり、接道面も広がるので耕作しやすくなる  
とのことなので、特に問題ないと思われま。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号9について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号9については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号10について議題とします。

議案第1号整理番号10について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号10について、ご説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人と市内在住の個人において売買により所有権移転しよう  
とするものです。

総会資料52ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、耕作されていました。

総会資料53ページから58ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、会社員として働いており、自ら耕作、管理できないため売却したいとのことです。

譲受人については、自作地に近く耕作上便利であることから取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等についても問題ないと思われます。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料57ページに記載されております。

総会資料59ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

11番高橋広幸委員。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

11月17日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田で、耕作されておりました。

譲受人については、既に周辺の農地を多数耕作しているとのことです。

特に問題ないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号10について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号10については、許可と決定します。

### ◎議案第2号 令和7年度第9次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号令和7年度第9次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題としますが、議案第2号につきましては、委員本人に関わる案件がございますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〔13番石川和利委員の退席を確認する〕

議案第2号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第2号の令和7年度第9次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第2号は別冊となっております。

本件は、令和7年11月22日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会に付議し、計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）20ページをご覧ください。

今回の計画は、各筆個人が明細整理番号23から27については、〇〇〇における中間管理権の設定を更新等するものです。

設定する権利の種類については、「賃借権」で、契約期間は10年となります。

32-1・-2、14については通常の中間管理権の設定で、32-1・-2は使用貸借権、14は賃借権の設定で、契約期間は10年です。

説明は以上です。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

〔13番石川和利委員の着席を確認する〕

◎報告事項 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係  
農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案4ページから6ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年10月1日から10月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は1件でございます。

協議報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は2件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、第9回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和7年度12月5日午後3時00分 閉会